

住民監査請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

(住所省略) 大河原眞美
(住所省略) 三島 勇
(住所省略) 粟津敬雄

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和5年3月13日である。

3 請求書の内容

(1)請求書の内容「原文」(別紙1)のとおり

(2)事実証明書

ア 国立大学法人信州大学 予算差引簿
イ 関連記事
ウ 国立大学法人信州大学 土地・建物売買契約関連記事
エ 文部科学省公募事業関連資料
オ 令和2年度大学教育再生戦略推進費関連資料
カ 特定非営利活動法人軽井沢先端学術センター 定款及び
関連資料
キ 登記簿謄本

4 請求の受理

本件請求は、1年を経過した公金の支出も含まれるが、請求人はその事実を報道されるまで客観的に把握することができなかったことから地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、令和5年3月13日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定により、令和5年4月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人3名が出席、補足説明として「意見陳述の要旨」(別紙2)が提出され、新たな証拠として「1.新たな証拠1」「2.新たな証拠2」「3.補足説明「3.利益相反行為」の補足説明」が提出された。

また、令和5年4月28日付で「追加請求の要旨」(別紙3)及び令和5年5月9日付で「新たな追加請求の陳述」(別紙4)が提出された。

2 監査対象事項

請求人からの請求内容、事実を証する書面及び証拠書類等から判断し、町から国立大学法人信州大学（以下「信州大学」という。）への寄附金の支出が不当であるか否かについて監査の対象とした。

なお、請求人の請求の要旨にあった「監査委員は、町長に対し、当時の町長、当該住宅関連の支出を行った者、海外・国内旅費で出張を行った者に対して、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。」となっているが、監査の対象者は法第242条第1項に定める「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について」であり、信州大学やその職員の支出については信州大学側の問題であるため監査の対象外とする。

3 監査対象課及び事情聴取

総合政策課都市デザイン室（令和5年3月当時）を監査の対象課とし、令和5年3月30日、総合政策課都市デザイン室の関係職員から関係書類を徴し、事情を聴取した。また令和5年4月14日、都市デザイン室から業務を引き継いだまちづくり推進室の関係職員から関係書類を徴し、事情を聴取した。

第3 監査による事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令等の照合、支出関係書類、証拠書類等の調査並びに監査対象課からの事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

- 1 寄附講座とは、企業や行政組織などが大学や研究機関に寄附をし、寄附を受けた大学や研究機関が、寄附された資金を活用して、研究教育を行うものであり、町は信州大学と寄附講座を設置するに当たり、平成30年4月「寄附講座の設置に関する覚書（以下「覚書」という。）」の締結をしている。

その覚書第3条（事業）では、

第1条の目的を達成するため、乙は寄附講座において、次に掲げる事業を行う。

- (1) 軽井沢地域に合わせた健康施策を立案するとともに、必要な医療体制を研究する。
- (2) 研究により得られた知見を軽井沢町国民健康保険軽井沢病院等において実践する。
- (3) その他、地域課題全般に関する相談業務を行い、課題解決のための助言等を行う。

と定めている。

- 2 寄附講座を設置するに当たり、町の喫緊の課題である軽井沢町国民健康保険軽井沢病院（以下「軽井沢病院」という。）の医師不足が挙げられ、また、町単独で解決することが困難な行政課題等も多くあり、平成29年11月に信州大学より提案のあった「寄附講座」について検討及び協議を重ね、平成30年2月に議会全員協議会で「寄附講座」の設置について説明のうえ、平成30年4月から令和5年3月までの5年間（各年度5,000万円）で合計金2億5,000万円を支出する予算について、議会の議決を得た。
- 3 事業の成果としては、喫緊の課題であった軽井沢病院の医師不足について、寄附講座開始時（平成30年4月）常勤医師9名であったが、寄附講座最終年度末（令和5年3月）には常勤医師13名となっている。
寄附講座を開設したことにより、（医師名省略）を迎えることができた。
そして、研究によって得られた知見の実践については、軽井沢病院の診療科に総合診療科の設置をしたことにより、令和4年度同科を受診した外来患者数は年間11,431人となっている。
- 4 地域課題全般に関する相談については、5年間で各課等から17件の相談があり、そのうち面談を行ったのは11件、結果又は経過報告のあったものが14件となっており、結果の内容については参考文献の提出、人材の紹介、研修会の開催等となっている。
- 5 なお、覚書第7条（報告）では、
乙は、毎年度、9月末現在における研究の遂行状況を10月末までに、当該年度の研究の成果を翌年度3月末までに甲に報告するものとする。
と定められている。

担当課に提出された報告書を確認したところ、翌年度3月末までに提出することとされている報告書については、各年度で提出されていることが確認できたが、10月末までに提出することとされている研究の遂行状況に関する報告書については、年度によって提出されていないものもあり、また期日後に提出された報告書も見受けられた。
- 6 信州大学の寄附講座に関する規程として、信州大学寄附講座及び寄附研究部門規程（以下「寄附研究部門規程」という。）と、国立大学法人信州大学寄附金取扱規程（以下「寄附金取扱規程」という。）があり、寄附研究部門規程の第3条では、「寄附講座」につき本学における教育研究のための組織であると定義され、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、水道光熱費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

と定めている。

また、寄附金取扱規程の第5条第1項第3号及び第4号では次の定めをしている。

(この第5条は、主に寄附金の受入制限を設けたものである)

次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、受け入れることができないものとする。

(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

(4) 寄附の申し込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

このため、町は信州大学に対して、寄附金の使用に関する会計検査を行うことは出来ないし、寄附金の全部又は一部を取り消すこともできない。

第4 監査をした経緯

本件事案において、監査請求人は主に信州大学社会基礎研究所や特定非営利活動法人軽井沢先端学術センターなど寄附講座の運営者側の組織の金員の使途を問題としているが、これらの者は、そもそも地方自治法第242条第1項の「地方公共団体の住民は、当該地方普通地方公共団体の長若しくは委員会、若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出……があると認められるときには、……監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」との規定の対象外の人物であるため、本件監査請求については、監査をせず、いわゆる却下すべきであると考えたが、監査請求人の監査請求には、寄附講座へ支出した町の寄付金自体を不服の対象としているのではないかと思われる部分も存在していることと、監査請求人の監査請求の内容を検討すると、その主張や意見の中には傾聴すべき主張が存在し、その主張に耳を傾けることが町の将来にとっても重要ではないかと考えたため、監査人は監査請求を却下する形を採らず、監査をした上で監査請求人に理由を示して、監査請求に対する結論を出すこととした経緯がある。

第5 監査人の判断

監査人は、以下の事実(この中には、違法、不当な公金の支出とは直接関係のない事項も含まれる)を基に判断した結果、町の長、委員会、委員、町職員には、監査請求人が主張する期間において、寄附講座への寄附に関して違法又は不当な公金の支出があった事実は認められず、請求人の主張には理由がないため、本件請求については、これを棄却する。(信州大学やその職員の支出については、既に述べたとおり監査請求の対象外である)。

- (1) 今回の寄附金は、大学における研究教育をするための寄附講座への寄附であり、信州大学との覚書により支出された金員であること。
- (2) この寄附講座の開設や目的の設定は、町と信州大学との平成29年8月から平成30年3月までの多数回の協議により決定された経緯があること。
- (3) 平成30年4月から令和5年3月までの寄附講座への町の寄附(各年度5,000万円合計2億5,000万円)については、町議会の承認の決議も予めなされていること。
- (4) 町と大学との覚書からも明らかなおおり、町は町の事業に貢献することを期待して寄附をしているが、その成果として医師の確保、総合診療科の設置、町の課題等に関する相談に関して、現実に一定の成果が得られていること。
- (5) 寄附金の性格からみて、その金額に見合う成果があったか否かを、短期間で、確実に、定量的に算定することは極めて困難であること。
- (6) 寄附講座という観点からすると、必ずしも期待された成果が得られない場合も考えられること。
- (7) 町職員の事務処理上の手続きについて、覚書第7条の報告書の提出について不備が認められるが、それが事業の成果に影響を与えたとは考えられないし、そのことと寄附金の支出の違法性とは無関係であること。
- (8) 記述のとおり、寄附金取扱規程第5条第1項第3号及び第4号が存在し、寄附者である町が寄附をした後に、寄附金の使用に関し会計検査が出来ないこと及び寄附金の全部又は一部を取り消すこともできない性質のものであること。

第6 付帯意見

- 1 本件事案については、上記のとおり、違法又は不当な公金の支出は存在しないとの結論となったが、覚書にある報告書の提出がされていない年度があった。それが事業の成果に影響はないと思料するが、事務処理上の手続きに不備があったことは事実であるため、今後、このようなことの無いよう、適切に事務処理を行うよう徹底されたい。